

告示

○長野県告示第498号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行った。

平成14年9月30日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

訪問入浴介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
シルバー・サロン長野	長野市大字中御所64番地	平成14年9月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
居宅介護支援事業所えがお	飯田市三日市場406番地1	平成14年9月16日
J A 諏訪みどり指定居宅介護支援事業所	茅野市北山4808番地1	〃 〃

高齢福祉課

○長野県告示第499号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定した。

平成14年9月30日

長野県知事 田中康夫

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
飯島 智	ぼうこう又は直腸 小腸	更級郡上山田町温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院
市瀬 章	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	諏訪郡下諏訪町4824 市瀬医院
神谷 耕次郎	肢体不自由	上田市保野710 医療法人光仁会 川西病院
清水 正之	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器	上水内郡牟礼村大字牟礼2220 飯綱病院
長島 久	肢体不自由	松本市本庄2-5-1 医療法人慈泉会 相澤病院
畑山 織絵	呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
埴原 秋児	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
村松 武彦	心臓 腎臓 呼吸器	上伊那郡辰野町大字伊那富3351 辰野総合病院
金子 博	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	茅野市玉川4300 諏訪中央病院

障害福祉課

## ○長野県告示第500号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になった。

平成14年9月30日

長野県知事 田中康夫

氏名	変更前の医療機関の 所在地及び名称	変更後の医療機関の 所在地及び名称
唐木千穂	松本市城西1-5-16 城西病院	松本市神林3561-1 あかはね内科・神経内科医院
小島秀伸	上田市緑が丘1-27-21 国立長野病院	上伊那郡南箕輪村4707-1 伊那市宮伊那中央総合病院
武井洋一	更級郡上山田町温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
服部健	松本市城西1-5-16 城西病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
伴在隆	伊那市伊那部4747-4 宮坂クリニック	小県郡東部町大字田中193 東部クリニック
備前敦	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院	上田市大字下之郷813-46 リサーチパーククリニック
最上祐二	南安曇郡豊科町豊科5685 豊科赤十字病院	北安曇郡池田町大字池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院
森義之	飯田市大通1-15 飯田病院	下伊那郡阿南町北条2009-1 長野県立阿南病院

障害福祉課

## ○長野県告示第501号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者の氏名が次のとおり変更になった。

平成14年9月30日

長野県知事 田中 康夫

氏名	変更前の氏名	変更後の氏名
唐木千穂	赤羽千穂	唐木千穂

障害福祉課

## ○長野県告示第502号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条の2第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があった。

平成14年9月30日

長野県知事 田中 康夫

氏名	診療を行う医療機関の 所在地及び名称	辞退年月日	理由
新井哲郎	上田市保野710 医療法人光仁会 川西病院	平成14年8月31日	県外転出
川崎 智	木曾郡木曾福島町6613-4 長野県立木曾病院	平成14年7月1日	県外転出

障害福祉課

## ○長野県告示第503号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成14年9月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 基本測量（重点地域高精度三次元測量）
- 2 作業期間 平成14年10月15日から平成15年3月7日まで
- 3 作業地域 松本市、東筑摩郡山形村

監 理 課

## ○長野県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 路 線 名 栃原北郷信濃線
- 2 供用を開始する区間  
長野市大字富田字飯縄山1番の8地先から  
長野市北郷2053番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年10月1日

道 路 維 持 課

## ○長野県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 406号
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字柳原字五反田2073番の3地先から 須坂市大字村山字大割705番の2地先まで	上	旧	m	km
			5.5~22.0	1.4350
同	上	新	5.5~22.0	1.4350
			25.0~85.0	1.4470

道路維持課

## ○長野県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月30日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 406号  
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	須坂市大字村山字大割705番の2地先から 須坂市大字村山字大割662番の2地先まで	旧	5.5~14.5	0.0372
同	上	新	8.0~48.0	0.0372

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 相之島高山線  
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	須坂市大字小河原字六川道東沖3591番の2地先から 須坂市大字日滝字丹波塚4312番の8地先まで	旧	6.2~7.5	0.0644
同	上	新	16.5~31.0	0.0644

道路維持課

○長野県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃原北郷信濃線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長
長野市大字富田字飯縄山1番の8地先から 長野市北郷2053番地先まで	m 10.0~40.0	km 2.4485

道路維持課



○長野県木曽地方事務所告示第4号

長野県木材業者及び製材業者登録条例(昭和28年長野県条例第66号)第6条第1項の規定により、木材業者及び製材業者を次のように登録した。

平成14年9月30日

長野県木曽地方事務所長 望 月 孝 光

登録番号

登録年月日

氏 名(又は名称)

住 所(又は所在地)

登 録 別

14-B6-44

平成14.9.6

吉 野 秋 男

木曽郡上松町大字上松1736-2

新

規

林業振興課

○長野県北信地方事務所告示第3号

長野県木材業者及び製材業者登録条例(昭和28年長野県条例第66号)第6条第1項の規定により、木材業者及び製材業者を次のように登録した。

平成14年9月30日

長野県北信地方事務所長 小 林 一 美

登録番号 14-B10-20  
登録年月日 平成14.8.19  
氏名(又は名称) 高橋常夫  
住所(又は所在地) 中野市大字江部8-1  
登録別 新規

林業振興課